

改正労働施策総合推進法等説明会

いわゆるカスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、労働施策総合推進法等が改正され、令和7年6月11日に公布されました。公布の日から起算して1年6月以内の政令で定める日に施行予定(一部の規定は令和8年4月1日に施行)です。

また、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止したパートタイム・有期雇用労働法の施行から5年経過しましたが、いまだに不合理な待遇差が見受けられる実態にあります。

島根労働局では、これらの内容について理解を深め、企業において法に沿った雇用管理を実現していただくため、説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

説明内容

1. 改正労働施策総合推進法等について
2. 改正女性活躍推進法等について
3. 同一労働同一賃金について
4. その他



開催会場・日時

	開催形態	場所	開催日	受付	開始時間	会場	定員	申込期限
1	集合	松江	令和8年 2月6日 (金)	13:30~	14:00~ 16:00	くにびきメッセ 501 大会議室 (松江市学園南1-2-1)	100名	1月30日 (金)
2			令和8年 2月10日 (火)	13:30~	14:00~ 16:00	くにびきメッセ 601 大会議室 (松江市学園南1-2-1)	100名	1月30日 (金)
3		出雲	令和8年 2月12日 (木)	9:30~	10:00~ 12:00	出雲市民会館 301 会議室 (出雲市塩冶有原町2-15)	100名	1月30日 (金)
4				13:00~	13:30~ 15:30		100名	1月30日 (金)
対象者		県内企業の事業主、人事労務担当者、労働者等						

※1:《申込方法》 申込は無料です。裏面に沿って、お申込みください。

※2:《YouTube配信》 全ての説明会終了後、説明内容の「1. 改正労働施策総合推進法等について」「2. 改正女性活躍推進法等について」は、YouTubeによる配信を行います。配信に関しては、[※島根労働局HPの“新着情報”](https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/home.html)にURLと資料の場所を掲載予定です。

※ <島根労働局 HP : <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/home.html>>

※3:《改正内容の参考資料について》

厚生労働省 HP: ● 労働施策総合推進法等の一部改正について

● 女性活躍推進法特集ページ

【主催及び問合せ先】

島根労働局 雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町134-10

松江地方合同庁舎5階

TEL: 0852-31-1161

説明会参加者のみなさまへ

説明会等受付サイトからの申込み方法

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いします。

説明会への参加申込みは、以下①～⑥の手順で受付サイトから行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

右記の二次元
コードからも
お申込みいた
だけます→



② 開催する労働局を選択



島根県をクリック

④ 参加説明会の内容を確認し、申込み



「お申し込みはこちら」をクリック→

お申し込みはこちら

⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

・会場参加の場合は、当日、「お申し込み完了メール」を印刷の上、ご持参、ご来場ください（受付時にご提出いただきます）。

③ 参加対象の説明会を選択



上記は例示です。※該当労働局名、開催日をよく確認してください。

対象の説明会をクリック

⑤ 参加フォームに入力、送信する



「この内容で申込む」をクリック→

この内容で申込む